

<報道発表資料>

.....
カテゴリー:お知らせ

令和7年8月22日

消費生活における特別相談「高齢者相談 110 番」を実施します

埼玉県消費生活支援センターでは、高齢者の消費者被害防止と解決支援を目的とした特別相談「高齢者相談 110 番」を実施します。実施日は、敬老の日を目前にした9月10日(水)、11日(木)、12日(金)の3日間です。

令和6年度における県内65歳以上の方の消費者被害に関する相談件数は16,935件で、全相談件数の33.5%を占めました。

「たまたま通りかかったという業者からの、給湯器や分電盤の点検・修理についての強引な勧誘」、「定期購入であることが分かりにくく表記されたインターネット通販」、「ホームページに掲載されている料金からかけ離れた高額料金を請求される暮らしのレスキューサービス」など、悪質商法などによる高齢者の被害が後を絶ちません。少しでもおかしいと感じたら、早めにご相談ください。

また、高齢者の消費者被害を防ぐためには、ご家族や周囲の見守り・声掛けが重要となります。高齢者ご本人に併せ、身近な方からのご相談も受け付けておりますので、ぜひこの機会にご利用ください。

● 「高齢者相談 110 番」の概要

1 対象

県内在住、在勤の65歳以上の高齢者が契約当事者となる消費生活に関する相談

2 実施日時

令和7年9月10日(水)、11日(木)、12日(金) 9時～16時

3 相談専用電話

消費生活支援センター(川口) 048-261-0999

消費生活支援センター熊谷 048-524-0999

消費者ホットライン【全国共通】 い や や
1 8 8

4 その他

この特別相談は、関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーンの一環として実施します。なお、さいたま市も同期間（9月10日、11日、12日）キャンペーンに参加します。

《さいたま市 消費生活相談窓口》

消費生活総合センター Tel 048-645-3421 Fax 048-643-2247

浦和消費生活センター Tel 048-871-0164 Fax 048-883-4893

岩槻消費生活センター Tel 048-749-6191 Fax 048-749-6193